

愛媛県教育委員会12月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成26年12月24日（水）午後3時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子
委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三
- 4 欠席委員
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 井上 正 指導部長 北須賀逸雄
教育総務課長 土井一成 教職員厚生室長 伊藤 理
生涯学習課長 越智 孝 文化財保護課長 藤田 享
保健体育課長 近藤正典 国体競技力向上対策室長 村山俊一郎
義務教育課長 吉田慎吾 高校教育課長 長井俊朗
人権教育課長 峯本陽子 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長 午後3時00分開会を宣する。
委員長 議事の議案第56号の公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決については、個人のプライバシーに関する案件であること、並びに、議案第57号公立中学校教員の懲戒処分及び議案第58号県立学校教員の懲戒処分については人事案件であることから審議を非公開とすることを発議する。
全委員 異議ない旨答える。
 - (2) 11月定例会会議録の承認
委員長 11月定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 承認する旨宣する。
 - (3) 教育長報告
委員長 報告を求める。
○平成25年度決算認定に係る文教警察委員会の質疑内容について
教育長 平成26年11月7日に行われた平成25年度決算認定に係る文教警察委員会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

○平成26年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成26年12月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

○平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

保健体育課長 平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告する。

堺委員 小学校などではグラウンドの開放が進んでいると思うが、子どもたちは集団下校をしたりしてなかなか遊ぶ時間がないのではないかと思う旨、普段から体力づくりをせよと言っても、それだけをするというのは義務感ではなかなかできないと思う旨、外で遊ぶというのは大事であるため、校庭等の開放状況について質問する。

保健体育課長 開放状況のデータについては現時点では持っていない旨、仲間と一緒に運動する場の提供ということでえひめ子どもITスタジアムを18年度から実施しており、実施率は70数パーセントという状況である旨、全国の平均値と比べるとやや低いものの、現在の結果も徐々に上向いてきており、少し長い目で見てほしい旨回答する。

堺委員 ITスタジアムは学級を挙げて取り組んでいるところが多い旨意見を述べる。

教育長 1週間の総運動時間の分布を見ると、小学校と中学校では分布が全然異なっている旨、中学校の部活動のように単に場があるだけではなく、子どもを引っ張ってきてさせるような誘導策をしないと難しい旨意見を述べる。

攝津委員 以前に本かテレビで、小さい時から運動をした方が運動が好きになり、運動が好きな子の方がいろいろなことに興味を持つことが多いという事例が出ていた旨、子どもは幼児期の遊ばせる環境というのがとても大切であり、小学生になっていきなり外で遊びなさいと言ってもなかなか遊べるものではなく、生まれてあんよができるくらいから親が外に連れ出してなるべく自然に触れさせることが一番大切ではないかと思う旨、最近のお母さんを見るとどうしても家の中で安全で暖かいところでということで、物さえ与えていれば子どもは遊ぶが、そうではなくて外遊びをもっと活発にしてほしいと思う旨、市町別結果及び分析を見ると、東予の方がどちらかといえば下降線が多く南予の方が上向きの方が多いのはなぜか疑問に思った旨、こういう結果が出たことにより県下の小学校や中学校に対してどういうふうな施策をしていくのか楽しみである旨意見を述べる。

保健体育課長 幼児期の保護者の対応については、ある財団の調査においても確かに保護者のうち特に母親の外で体を動かす活発性が、子どもの将来の体を動かすことに関わり影響しているという結果が出

ている旨、えひめ子どもスポーツ I T スタジアムの中に幼児期から参加できるようなメニューを作ることを現在検討しており、27年度中にホームページ上で公開できるようにしたいと考えている旨、確かに子どもの体力を向上させるには学校だけでは時間的にも限られており、難しい点がある旨、体力を向上させるためには保護者それから地域との連携が必要である旨、保護者に対する啓発や地域間の連携というのは人材派遣などいろいろな形で強化していきたい旨、27年度については2月に開催する愛媛県子どもの体力向上実施委員会の中で検討し、向上プランに具体的な施策を打ち出していきたいと考えている旨、基本線はこれまでやってきたことに加えて何か新しいことができるかということになる旨回答する。

脇委員 東予の話が出たが、保護者がすぐにスポーツ化させてしまうことがある旨、例えば走るのが早いとすぐに小さい時からサッカーや野球などのスポーツをやらそうとしてしまい、遊びじゃなくなってしまう傾向があるのではないかと感じる旨、自分が得意じゃないとやらない、苦手な子は逃げてしまうような部分があるので、その点を保護者に考えてもらいたいと感じている旨、下手でも遊べば遊べるので、しっかり遊ばせてやる中で徐々にスポーツに親しむという習慣をつけさせる環境も必要ではないかと思う旨意見を述べる。

教育長 市町別の結果を今回初めて出したので、県の方針プラス市町の中で何が問題なのか今回の調査結果公表を基に改めて御検討いただいて、一緒にやっていければありがたいと思う旨意見を述べる。

委員長 国体競技力向上対策室長に意見を求める。

国体競技力向上対策室長 競技力の面では、幼少の頃に木に登ったり、野原を駆け巡ったりなどのいろんな運動をしておくということが大切である旨、そういう意味では攝津委員が言われるように、外遊びという点からもう一度見直していく旨、また脇委員が言われるように幼少時期にあまり競技の方に専門性を追求すると燃え尽き症候群もある旨、どうしても保護者の方が一生懸命結果を求めるといふことがあると思う旨、将来の国体には年齢がちょっと下の子たちもいるが東京オリンピック等に向けて元気な児童生徒が育ってくれればと思う旨意見を述べる。

委員長 全国平均より下の方の種目は結構あるが、持久走とシャトルランが非常に高いというのは、体力をつけていく面で非常に重要なポイントなので見捨てたものではないという肯定的な受け止め方をしている旨、他にいい影響が出るようお願いする旨意見を述べる。

攝津委員 この間高校の研修会が内子であり、森の幼稚園というのを拝見し、幼稚園児から高校生ままで一緒になって自然の中で、植木や

土などに触れ合って遊ぶということに大学の先生も一緒になって取り組んでいることに共感をした旨、なかなか山の上まで登って行けないため、空き施設などにアスレチックみたいなちょっと森の感じの遊び道具を設置し、森の中を体験できるような施設があれば保護者としてうれしい旨意見を述べる。

関委員 先ほど教育長が言われたように、こういう発表は初めてということだが、やはり保護者の考え方だと思う旨、こういう結果を示していくことでもっと子どもに運動をさせるという機運が出てくればいいと思う旨、小さい頃の体力というのは将来に影響するので、できるだけこういう機会を捉えて運動をさせていくことを奨励するとよい旨意見を述べる。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第56号を上程する。

○議案第56号 公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第57号を上程する。

○議案第57号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通死亡事故を起こした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 不起訴の理由について、説明は聞いてないのか、処分理由説明書などは求めているのか質問する。

義務教育課長 求めている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第58号を上程する。

○議案第58号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 酒気帯び運転で検挙された県立学校教員を懲戒処分

する原案を説明する。

委員長 飲酒とセクハラは厳しい処分となる旨意見を述べる。

協委員 処分案は妥当である旨意見を述べる。

委員長 処分自体は重くないと思う旨、これくらいという気持ちがあるのか、処分が少し甘いのではないか意見を述べる。

教育長 飲酒事故等があればさらに過重となり免職という話にもなるが、今回は事故等の重大な交通違反はないことから、原案とした旨回答する。

堺委員 お酒を飲んだということは自分が一番よく知っていることであり、それであえて運転するというのはいかかなものか意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会

委員長 午後 3 時40分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。